

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

### 1 開催日時等

- (1) 日 時 平成30年2月22日（木）午後2時から午後4時まで
- (2) 場 所 那覇地方裁判所大会議室

### 2 出席者

裁判員等経験者 6名

那覇地方裁判所裁判官	柴 田 寿 宏
那覇地方検察庁検察官	阪 本 英 晃
沖縄県弁護士会所属弁護士	高 良 誠
那覇地方裁判所長（司会者）	矢 尾 涉

### 3 意見交換の内容

別紙のとおり

※ 経験者：裁判員経験者（2，3ないし5，7及び8番）（1，6番は欠席）

(別紙)

## 意見交換の内容

### 第1 所長あいさつ

こんにちは。本日、進行役を務めさせていただきます、那覇地方裁判所長の矢尾です。皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。本日の意見交換会の目的は、先にご案内しましたとおり、広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるように、裁判員裁判に参加されました裁判員経験者の皆様に率直な御感想や御意見を語っていただき、その声を国民の方々に伝えるとともに、皆様の御意見等を今後の裁判員制度の運用の参考にさせていただきたいというものです。よろしく申し上げます。

### 第2 意見交換会

#### 1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会： それでは、これから意見交換会を進めていきたいと思いますが、皆様には、平成28年1月以降に行われた裁判員裁判に裁判員として参加していただきました。それから、日が経っている方もおられますが、まず始めに「裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象」についてお伺いしたいと思います。

経験者3番： 率直な感想として参加して良かったと思えました。関わった事件は、被害者と加害者が和解していたものだったので、気楽な気持ちで参加することができました。私は営業職をしまして、この裁判員の経験を話の種にすることがありますが、この話をすると話題が絶えません。どうやって結論に至っ

たか等の守秘義務は守りながら、評議の雰囲気等を話しています。皆さん、裁判員制度に興味は持っているものの、「内容がよく分からないのでチャレンジできない。」ということを行っています。ですので、裁判員経験者として裁判員制度に参加してみた方がいいということ伝えていきたいと思っています。

司会：裁判員裁判は良い経験になったという感想をいただきました。他の方はどうでしょうか。

経験者 2 番：私も最初は裁判員裁判に参加するのは嫌でした。しかし、参加してみるといろいろなことが見えてきました。例えば、お金が無いのに罰金刑の罰金をどうやって払うのだろうか、報道では知ることのできない事を知ることができました。私は子供と関わることが多いのですが、具体的な裁判の内容ではなく、裁判の手續等について話したりしています。そうすると子供に「すごいね。」と言われたりして、それが嬉しかったです。裁判員裁判に参加することは大変なことでもありましたが、振り返ってみると勉強にもなったし良かったなと思っています。

経験者 4 番：私も最初は裁判所から書類が届いて驚きました。しかし、これは貴重な経験だと考えて参加してみることにしました。私はとても情に流されやすい性格ですので、裁判に臨むにあたっては、シビアにやろうと思っていました。私も裁判員裁判に参加して良かったと思っていますが、まだ周りの人たちにその経験を話すことはできていません。私が担当したのは被告人が若い青年である、死亡事故の事案だったのですが、被告人が私の子供と近い年齢だったこともあり、つらい裁判でした。「これが自分の子供だったらどうしよう。」、「自分

の子供が被害者だったらどうしよう。』、「自分が加害者になったらどうしよう。」等と考えて、悩んだ二日間でした。自分の人生もままならないのに、他人の人生を裁くのは難しいです。まるで神様のように裁判をして良かったのだろうかという思いは未だにあります。しかし、今では裁判員裁判に参加して良かったと思っています。勉強になりましたし、私の人生のターニングポイントにもなったと感じています。

経験者 5 番：私は裁判員裁判はやってみたいと思っていましたので、喜んで参加させていただきました。裁判員裁判に参加してからは、新聞報道を今までとは違う角度から見るようにもなりました。判決の裏には様々な事情や場面があったのだろうと想像するようになりました。

経験者 7 番：私も裁判所からの通知が届いた時には驚きましたが、私には辞退できる理由が無かったので参加しました。まさか自分が選ばれることはないだろうと思っていましたが、選ばれて引き下がれない状態になりました。最初、担当した事件が傷害事件でしたので、証拠として傷の写真があると聞きました。私はそういう写真が苦手だったので、どうしようと心配でしたが、裁判が始まってから、「傷の写真については凝視しなくてもいいですよ。」と声かけがあり、心遣いを感じました。裁判員裁判に参加したことは良い経験になりました。

経験者 8 番：裁判員裁判に参加したことは、とても良い経験になりました。司法というものとは今までまったく関わってこなかったですし、関わる必要もありませんでした。しかし、今回裁判員裁判に参加したことで、裁判官、検察官、弁護士がどのような仕事をして裁判が進められていくのかを見ることができま

した。手続が理路整然と進められていく点が興味深かったです。

司会：率直な御意見，御感想をいただきました。人の刑罰を決め，人生を左右する重大な判断をすることに初めは不安を感じ，率直に言ってやりたくないという思いもあったけれども，参加して良かったというのが皆さん共通の感想だったのかなと思います。

## 2 審理・証拠について

司会：次に審理及び証拠について御意見を伺いたいと思います。皆様は法律に関して専門家ではないわけですが，刑事裁判の手続を理解して判断できるのか，刑の重さを決めることができるのか，不安な気持ちがあったかと思います。裁判員裁判に参加してみて，実際に審理を理解できたかどうかを伺いたいと思います。法廷での審理は検察官及び弁護人の活動が中心となりますが，この点は分かりやすかったとか，この点はもっと工夫が必要だったのではないだろうか等，感じたところがあれば御紹介いただけますでしょうか。

経験者3番：私が担当したのは，暴行事件でしたが，映像の証拠がありました。被告人が目的を持ってやったのか，思い付きでやったのか，映像の証拠がとても分かりやすかったです。他の証拠も内容が分かりやすかったので判断に悩むことはありませんでした。

司会：証拠が分かりやすかったという御意見をいただきました。刑事手続ではまず，人定質問，検察官の起訴状朗読，被告人の罪状認否があり，それから検察官及び弁護人の冒頭陳述があったかと思います。証拠が分かりやすかったかどうか

はまた後で伺うこととして、検察官及び弁護人の冒頭陳述が分かりやすかったかという点について何か印象に残っている方はいらっしゃいますでしょうか。

経験者 8 番：私が参加してこれはすごいと感じたのが、検察官のプレゼン能力の高さです。検察官はスピーチ能力が高かったです。また、検察官は二人で総論と各論を分担して話していました。細かいところも丁寧に説明していましたし、分かりやすいように工夫して話していたと思います。証拠についても、ディスプレイに表示させる等していた点が分かりやすかったです。マイナス面としては、弁護人は、複数いた弁護人間で意見が合っていなかったのではないかと思います。その後、弁護人はプレゼンテーションに関する教育を受けていないとの話を聞き残念に思いました。

司会：他の方は何かございますか。

経験者 2 番：8 番の方と同意見です。検察官は資料が整っていました。私が担当した事件は被告人が二人いて、いずれも外国人でした。名前も似ていて混乱しやすかったのですが、検察官が準備した資料には顔写真もあったので、それで確認しながら審理に臨むことができました。被告人を名前ではなく、「被告人 A」、「被告人 B」等としていただけたらもっと分かりやすかったのではないかと思います。弁護人の方は資料が少し雑だったように思いました。パソコンの扱いも不慣れな点が見受けられ、審理の途中で画像が途切れて時間がかかったりしていたので、検察官とのギャップを感じました。

司会：資料作成について工夫されていると感じたという御意見でした。他の方は何かございますか。

経験者4番：審理は理路整然としていて分かりやすかったです。私が担当した事件の被告人は自分の罪を認めていたので、検察官及び弁護人ともに方針が想定しやすかったのだと思います。説明については両者ともに違和感は感じませんでした。

司会：弁護人の説明も分かりやすかったということですね。全般的に審理は分かりやすかったという御意見でした。冒頭陳述におけるプレゼンテーションについても御意見がありました。この点について検察官から何かコメントはございますか。

検察官：検察官は刑事事件のみを担当している関係で、裁判員裁判手続に組織として慣れていません。それに対して弁護人は、個々の弁護士でやっているのだから、これまでのやり方を組織的に積み上げていくのは難しいという状況があるのだと思います。冒頭陳述については、検察官は、裁判員裁判が始まった当初、もっといろいろと話した方がよいという方針でした。それが最近では、証拠の内容には言及せず、無駄な情報を省いて、証拠の着眼点を指摘する等の工夫をしています。

司会：弁護人はいかがですか。

弁護人：私は刑事弁護委員会に所属しており、裁判員裁判での弁護活動について研究をしています。沖縄では年間20件から30件くらいの裁判員裁判が行われているのに対し、弁護士は200名ほどです。従って、弁護士がなかなか経験を積むことができないという状況があります。裁判員裁判向けの研修も行ってありますが、内容としては法律的なもので、プレゼンテーションの技術について

の研修はまだ行えておりません。今後はプレゼンテーションに特化した研修も行っていきたいと思います。また、弁護人は自白事件と否認事件とでは話す内容を変えなければならなかったりして難しいところがありますが、冒頭陳述の重要性を認識して、分かりやすいものにしていきたいと思います。

司会：ありがとうございました。それでは、もう一つの大きな柱である証拠の分かりやすさはどうだったかをお聞きしていきたいと思います。裁判員裁判では審理に臨む裁判員が証拠の内容を理解できるように、供述調書等の書類は最小限にとどめ、法廷で直接話を聞くということを中心にしています。過去の意見交換会では捜査報告書の目的や意味合いが分かりにくかったという御意見もあったようです。今回参加していただいた皆さんは証拠書類や証人の話について、どのように感じたか感想をお聞かせいただけますでしょうか。例えば、証拠書類の朗読について、理解できたのか、又は理解できずに困ったのか等、そういった感想でも結構ですので何かございますでしょうか。

経験者2番：私が担当した事件では証拠として覚せい剤がありました。被告人はお茶だと思ったと主張していたのですが、覚せい剤とお茶の両方の実物が準備されていたので、実際に手に取ることが出来て分かりやすかったです。また、通訳が入る事件だったので、通訳人が訳している間に確認したりする時間を持つことができました。

経験者7番：私が担当した事件は傷害の事件でしたが、いろいろな角度から撮影された防犯カメラの映像がありました。カッターだったと思いますが凶器も見ました。殺傷能力を判断するにあたって、刃が何センチ出ていたか等、カメラの



映像から推測するということがあったのですが、その点は私にはよく分かりませんでした。

司会：証拠の理解しやすかった点、理解しにくかった点、両方の御意見をいただきました。他の方はいかがでしょうか。

経験者 8 番：証拠の実物を実際に見たり触ったりすることによって、とても想像しやすかったです。証拠は出来るだけ近くで見たり触れたり出来れば状況が把握しやすいと思います。

経験者 4 番：私が担当した事件は交通事故の事案だったので、証拠として出てきたのは壊れた車の写真や路面図等であり、実物を確認するということはありませんでしたが、丁寧に作成されていたので理解することができたと思っています。

経験者 8 番：検察官の証拠調べの際のプレゼンテーションの中で、時系列に沿って、地図等も示しながら、この時間にはここ、この時間にはここ、といったように分かりやすく説明をしてくださいました。そのように工夫されていたことで頭の整理ができたので、良かったと感じました。

司会：証人尋問や被告人質問についてはいかがでしたか。

経験者 3 番：被告人が外国人でしたので、通訳が入っていました。ですので、被告人の言葉や表現がしっかりと伝わっているのかどうか、通訳の仕方で変わるのではないかと感じました。

経験者 2 番：被告人等に直接質問することが出来た点が良かったです。それがあったので自分の中のもやもやした思いを解決することができました。裁判員が直接質問をすることは、とても意味のあることだと感じました。

経験者 7 番：私は最後の質問の際に、被告人に聞きたいことがありました。場の雰囲気  
に押されて聞くことを躊躇してしまつたら、この人の人生を左右するよう  
な判断をすることはできないと思い、勇気を出して質問しました。そのおかげ  
で、心の中のもやもやを整理することができました。直接質問をする時間をと  
ってもらえたことに感謝の気持ちでいっぱいになりました。

経験者 4 番：私もよく分からなかった点を直接質問することで量刑についての決心  
をすることができたので良かったと思いました。

司会：自分で質問をすることが判断するにあたって有益であったとの御感想でした。  
他の方はいかがでしょうか。

経験者 3 番：尋問の際、検察官も弁護人もよく調べているなと感じました。証拠に  
ついて、根拠をもって私たちを納得させようという考えが質問からうかがえま  
した。

司会：検察官から何かコメントはございますか。

検察官：冒頭陳述をどのように行うか等、証拠調べの在り方には答えがなく、難し  
さを感じています。分かりやすさを求めて証拠を厳選し過ぎると、こういうこ  
とがもっと知りたかったという意見が出ることもありました。どこまで証拠を  
見せるか、深く考えなければならないなと感じているところです。尋問につい  
ても、質問の順番とその意図を分かってもらえるような工夫をしています。

弁護人：裁判では有罪とか情状について、検察官が立証責任を負っており、弁護人  
としては、争いがある事件であれば疑問を呈していく立場にあります。従って  
弁護人は多くの証拠を請求する立場にはありません。検察官が分かりやすい立

証を心掛けているなということは我々も感じているところです。弁護人の質問の意図が分からないという御意見をいただくことがあるのですが、反対尋問の際、質問の意図が分からないように聞くこともあるので難しいと感じます。

### 3 評議について

司会：ありがとうございました。次に評議についてお聞きしたいと思います。評議については守秘義務の関係から、どこまで具体的なお話を伺えるかという問題もありますが、こういった点についてはもう少し時間を使ってほしかったとか、裁判官の説明が適切であったかとか、評議において発言はしやすかったか等、何でも結構ですのでお話を伺えますでしょうか。

経験者3番：当初、担当した事件が懲役何年に値するか等はよく分かりませんでした。裁判官から目安を教えてもらえた点が良かったです。評議は発言しやすかったです。フランクな雰囲気、誰からも意見を否定されませんでした。

経験者8番：裁判官の説明はとても分かりやすかったです。また、何の事前準備もせずに評議に臨んでも、不明な点は質問をすればすぐに答えてもらえました。スライドを使用した状況説明もありました。年齢や性別の違い、上司がいるいない等、集まった人の状況によって意見が押しつぶされたりすることなく、全ての意見を受け止めていただけました。そんな中で評議が滞りなく進んでいったので、「これが本当の会議だ。」と会社員として強く感じました。公平性とみんなの意見を取り込もうという姿勢をすごく感じました。

司会：発言も質問も自由にできる雰囲気であったということですね。他の方はいか

がでしょうか。

経験者 5 番：自分の意見がみんなとは違うなと感じることもあったのですが、総合的な意見としてまとめてもらえたと感じました。

経験者 2 番：私が疑問に感じると、休憩時間であってもすぐに資料を作ってくれる等して対応していただきました。担当した事件は大きな事件で戸惑いもありましたが、似た事例をたくさん準備してくださって質問への対応も迅速でした。専門的な知識がない私たちのためにすぐに動いてくださって助かりました。

司会：他に何かございますか。

経験者 8 番：意見が言いやすかった原因が何かを考えていたのですが、お昼時間に一緒に昼食を食べて、裁判以外のことについても話すことができたのが良かったのではないかなと感じました。

司会：雰囲気作りも大事だという御意見でした。裁判官から何かコメントはありますか。

裁判官：評議においては、出来るだけ意見が言いやすいようにと心掛けていますが、実際に皆さんにそう感じていただけていることが分かりました。まだまだ心もとない点もあるかと思いますが、今日はたくさんの元気をもらいました。これからも、みなさんにそう思ってもらえるように、いただいた御意見を参考にしさらに工夫していきたいと思います。

#### 4 判決言渡しについて

司会：次は判決についてお聞きしたいと思います。出来上がった判決は、皆さんか

ら見ても分かりやすいものだったでしょうか。また、皆さんから見て、評議の内容が反映されており、被告人にもそれが伝わるものだと感じられたでしょうか。

経験者4番：どのような量刑にするべきか迷いました。被告人が若い子だったので、この子の将来を摘み取ってしまってよいものだろうかという思いもありました。

司会：他に何か御意見はございますか。細かい内容ではなく印象でも結構です。

経験者3番：ドキドキしながら判決を聞きました。評議の内容が盛り込まれていて納得できました。分かりやすかったと思います。

経験者7番：評議の間、みんなで本音を言い合って、最終的に出した結論がよくまとめられていたので、私は納得できる判決でした。

経験者8番：私も同じです。評議の内容がそのまま判決になっていると実感できました。裁判員裁判に参加する前は、結局は全て裁判官が決めるのだろうと思っていました。判決の中の言葉には、評議の中の言葉が盛り込まれていて、本当に、裁判員は飾りではないのだな、私たちが評議したのだなと実感しました。

司会：ありがとうございました。裁判官から何かコメントはありますか。

裁判官：判決を書く際に心掛けていることは、評議の内容を反映し、それを分かりやすい言葉で被告人に伝えることです。本日は有り難い御感想をいただきました。判決の後で、本当にあの結論でよかったのだろうかと思慮することもあります。しかし、評議の中で全員が意見を出し合って、出来るだけのことを一生懸命にやり尽した結果なのだと理解していただければよいのかなと思慮

す。

## 5 守秘義務について

司会：次に守秘義務について御感想をいただきたいと思います。裁判員を務められている間、そして裁判の後も、知りえた秘密を漏らすことは禁じられています。そのことについて、どのような御感想をお持ちでしょうか。また、家族や友人又は職場で裁判員裁判の経験をどのようにお話しされているのかお聞かせいただけますでしょうか。

経験者2番：私は、家族に対して裁判のことは聞かないでほしいと伝えています。聞かれると話してしまう可能性があるのです。子供たちには裁判員裁判に参加したということは伏せて、裁判の手續について話すことはあります。具体的な裁判の内容に関することについては自分から逃げるようにしています。そうでないと、私はおしゃべりですから危ないと思いました。

司会：守秘義務を守るために工夫されていることを御紹介いただきました。

経験者7番：守秘義務については初日と最終日とでは負担感が変わりました。最初、裁判員に選ばれて守秘義務について説明を受けた際は、全て自分で背負わなければならないのだろうか、負担を感じましたが、話してもよいことについて教えていただいたり、自分が経験したことを周りの人に伝えることはぜひやってほしいと言われたときに、肩の荷が下りた気がして、裁判員をやって良かったと感じました。今後、自分の経験を話す機会があれば話してみたいと思いますし、今日も参加したときのことを振り返ることができて良かったです。

司会：守秘義務には、裁判員の皆さんが評議で自由に発言できるようにという目的と、また、裁判員のプライバシーを守るという目的もあります。どこまで守秘義務が必要なのかという意見もあろうかと思いますが、他の方は守秘義務の負担感について何か御感想はありますか。

経験者3番：裁判の初日は守秘義務の内容がよく分かっていませんでしたが、裁判が終わるころには分かるようになりました。ですので、負担には感じませんでした。今でもそうです。裁判員としての経験を人に話すときにも、話してはいけない事項は分かっていますので問題ありません。

経験者4番：私も最初は何をどこまで話してよいものか分かりませんでした。しかし、裁判の初日に守秘義務について教えてもらい、日が経つにつれて頭が慣れてきたのか、負担には感じなくなりました。

司会：守秘義務について裁判官から何かコメントはありますか。

裁判官：守秘義務については、できるだけ早い段階で、まったく話してはいけないということではないと説明させていただいています。評議の中で意見を出し尽くしていただくには、言いにくいことも勇気を出して言ってもらう必要がありますので、「あの人は変なことを言っている。」等と思われてしまうようなことがあっては意見が言えなくなってしまうので、という説明はさせていただいています。法廷で見たことは話しても問題ないということや、裁判員裁判の経験はぜひ周りの人に伝えてほしいということもお話ししています。裁判員を経験した方々が、守秘義務を過度な負担と感じていないのであれば有り難いことだと思います。

## 6 選任手続について

司会：次は、選任手続についてお話を伺いたいと思います。裁判所から書類が届いた際、分かりにくい箇所はなかったでしょうか。また、呼出状が来て、オリエンテーションがあつて、という一連の手続の中で説明が分かりにくかったところはなかったでしょうか。

経験者 8 番：最初に、「あなたは今後一年間裁判員の候補になります。」という書面が届いた際、同封されていた書類の内、漫画のような冊子があつて、それが分かりやすかったです。やはり、絵の方が伝わりやすいと感じました。また、妻が「なぜ私には書類が来ないのか。」と疑問に思っていました。その点は裁判所に来て説明を受けて解消しました。家族の中で自分だけが選ばれて裁判所に登庁するのは怖く感じましたし、疑問にも感じました。

経験者 5 番：私の家では、まず主人に先に書類が来ました。結局主人は裁判員には選ばれませんでした。その一年後、私にも書類が来て、私が裁判員をすることになりました。

経験者 7 番：裁判所から書類が届いたとき、映画の世界が来たかのように驚きました。

経験者 4 番：書類が届いた時、よもやと思いましたが、貴重な経験なのでやってみたいと思いました。同封されていた説明文は分かりやすかったです。これなら私にも出来ると思いました。

経験者 3 番：裁判員については「最後までやってやろう。」という感じでした。書



類の内容も分かりやすかったです。その時の書類は保存しています。

経験者 2 番：裁判所から書類がきた際、「出頭」という言葉にドキッとしました。

裁判はテレビで見るだけのものだったのに、私は何か悪いことをしたのだろうかと感じました。逃げられないと覚悟を決めて仕方なく参加しましたが、結果的には参加して良かったです。

経験者 8 番：裁判所からの書類の関係で不在通知が来ました。「裁判所から書類が届くなんて何だろう。犯罪でもしたのだろうか。」と不安に思いながら郵便局に書類を受け取りに行ったら、裁判員関係の書類でした。差出人を工夫して、裁判員関係の書類が送られたのだと分かるように書いてもらえるといいなと思います。

## 7 これから裁判員となられる方へのメッセージ

司会：率直な御意見をありがとうございました。では、これから裁判員となられる方々に対するメッセージをお願いします。

経験者 4 番：裁判員に選ばれることは、稀な経験だと思いますので、参加した方がいとお勧めします。事件によっては苦しいこともあるでしょうが、自分自身にも深みが出るのではないかと思います。ぜひ参加してくださいとりたいです。

経験者 3 番：裁判員に選ばれたら絶対にやってほしいと思います。様々なものの見方が出来るようになった点が良かったです。

経験者 2 番：長く拘束され、きつかったですが、一つのことについてみんなで意見

を出して話し合い、成し遂げた時の充実感は大きなものがあります。頑張っ  
てほしいです。

経験者5番：私は殺人という重い事件を担当し、きつい思いもありましたが、多く  
の専門職の方と接する等、ここでしかできない体験をすることもできました。  
裁判員に参加することをお勧めします。

経験者7番：通知が届いた際には驚くと思います。参加することに躊躇もすると思  
います。裁判員に選ばれることは稀な経験です。事故は身近にあっても、事件  
や裁判は、普段の生活からかけ離れています。これまでは被害者の立場でしか  
事件を考えてきませんでした。自分が加害者になる可能性もあります。事件  
というものは、家族を含め身近に起こり得るのだと痛感したと同時に、毎日、  
身の回りの人たちが幸せに暮らせることを有り難いと感じましたし、毎日を大  
切に生きていきたいと思うようになりました。迷うことなく裁判員に参加して  
ほしいと思います。

経験者8番：「安心してください。」というのが一番のメッセージです。裁判員裁判  
に携わった際に、困ったときはプロがいます。司法、法律はちゃんと機能して  
います。知識も深まります。「安心してください。」というメッセージを送りた  
いです。

経験者2番：裁判は専門の方がやればいいのかと裁判所職員の方に話した  
ところ、その方から「法律が分からない人がやるからいいのですよ。」と言わ  
れました。「専門家は専門家の目線で、専門家ではない人はそのまま直観でよ  
いのです。」と言われて、ほっとしました。裁判所職員の方の言葉に後押しさ

れて勇気が出ました。裁判所職員の方の対応に感謝しています。

司会：今の点について、裁判官からなにかコメントはありますか。

裁判官：参加していただいたみなさんに、こんなに前向きな意見をいただけて、とても嬉しく思います。裁判が終わったときに、同じような感想をいただけることがあります。実際元の生活に戻られた後、どう感じられているのかが気になっていました。裁判から時間が経った後で、このような意見を聞いて嬉しいです。今後、裁判員裁判を行っていくにあたって、やりがいも感じました。本日の貴重な体験をもとに、これからはしっかりとやっていきたいと決意したところです。

司会：これで、意見交換会を終わります。長時間にわたりましたが、貴重な御意見ありがとうございました。本日皆様からいただいた御意見は、今後の裁判員裁判の運営の参考にさせていただきます。ありがとうございました。